

令和8年度 保育所等入所案内



吉岡町役場 健康福祉課 子育て支援室

0279-26-2248(直通)

－保育所等入所案内 目次－

1	保育施設について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	保育の必要性の認定について・・・・・・・・	P 1
2-1	保育の認定・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2-2	保育を必要とする事由と認定期間・・・・・・・・	P 2
2-3	保育時間の認定区分・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
3	保育施設への申し込み方法（2号・3号認定）について	P 3
3-1	入所申込みが出来る児童・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
3-2	保育所等の見学について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
3-3	申込みスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
3-4	申込みに必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
3-5	申込みの際の注意点・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
4	入所の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
4-1	入所について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
4-2	選考方法・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
4-3	入所の取消（辞退）をする場合・・・・・・・・	P 6
4-4	入所結果のお知らせについて・・・・・・・・	P 6
5	退所について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
6	管外保育について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
6-1	1号認定・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
6-2	2号・3号認定・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
7	保育料等について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
7-1	保育料完全無償化・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
7-2	副食費免除・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
8	町内保育施設について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
9	その他の事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
9-1	子ども・子育て支援事業等実施保育所等一覧	P 9
9-2	児童館・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
10	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	P 10
10-1	申込書（記載例）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 11
10-2	就労証明書（記載例）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 12

1 保育施設について

保育所(園)	児童福祉法に基づき、保護者の就労・病気・介護・出産等の理由で、児童を家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育することを目的とする施設です。 <u>「友だちをつくるため」、「小学校入学準備のため」、「集団生活を経験させるため」、「幼児教育の場として利用したいため」等の理由だけでは、入所することはできません。</u>
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設です。 児童を家庭で保育できない場合は、保育・教育施設としての入所ができます。保育を必要としない3歳以上の児童については、教育施設としての入所ができます。

2 保育の必要性の認定について

2-1 保育の認定

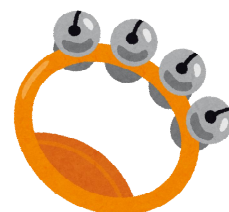
保育所や認定こども園等を利用するためには、町へ申請を行い、認定を受けていただく必要があります。認定された区分に応じた施設が利用できます。

認定区分	保育を必要とする事由	年齢	利用できる主な施設	申込先
1号認定	不要	満3歳～就学前	幼稚園・認定こども園	園へ直接申請
2号認定	要	3歳～就学前	保育所(園)・認定こども園	町へ申請
3号認定	要	3歳未満		町へ申請

年齢については各年度4月1日における年齢です。年度内に誕生日を迎えても、その年度は4月1日における年齢で〇歳児となります。

●令和8年度 クラス年齢早見表

クラス年齢	生年月日
0歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日



2-2 保育を必要とする事由と認定期間

保育の必要性の認定(2号・3号認定)を受けるには、保護者が下記のいずれかの事由に該当することが条件となります。事由により認定期間が定められています。

保育を必要とする事由		
就労 外勤・自営・農業・内職等	月 64 時間以上就労しているため(例:週4日、1日4時間) 家庭外労働:家庭の外で仕事をしているため 家庭内労働:家庭で家事以外の仕事をしているため	
妊娠・出産	出産の前後のため	
	認定期間	産前産後2ヶ月。出産月含め計5ヶ月。
保護者の疾病・障がい	病気、負傷、心身に障がいがあるため	
介護等	家庭に介護が必要な高齢者、長期にわたる病人、心身に障がいのある人、看護が必要な兄弟姉妹がおり、常時介護しているため	
災害復旧	火災・風水害・地震等の災害に遭い、その復旧にあたっているため	
求職活動	求職活動中である(起業準備を含む。)ため	
	認定期間	3ヶ月 (入所後3ヶ月以内に就労証明書の提出が必要。 未提出の場合は、決定通知の期限をもって退園となります。)
就学	学校等に通学または職業訓練等を受講しているため	
世帯の特殊事情	虐待やDVを受けている、家庭での養育が困難または不相当等の場合 (公的機関の発行する証明が必要)	

2-3 保育時間の認定区分

2号・3号が認定された場合、保育を必要とする事由や就労時間等により保育時間を認定します。保育時間には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分があります。どちらの区分も利用時間を超えて利用する場合は延長保育となり、別途延長保育料が発生します。延長保育料については、各保育施設にお問い合わせください。

区分	利用時間	要件
標準時間 認定	1日あたり 最大11時間	A 父母ともに月間120時間以上の就労 B 父母が月間120時間以上の就労か、疾病・介護または就学 C 父が月間120時間以上の就労、母が産前産後 D 常態的に送迎等が間に合わない申請があり、認められた場合
短時間 認定	1日あたり 最大8時間	E 父母どちらか、または双方が月間64時間以上120時間未満の就労 F 父母どちらか、または双方が求職中(就労時間が64時間未満含む) G 保護者が短時間認定を希望した H 保護者が育児休業中に在園を希望した(2年以内)

3 保育施設への申込み方法(2号・3号認定)について

3-1 入所申込みが出来る児童

以下の全てを満たす方が申込みをすることができます。

①保護者・申込児童が吉岡町に居住し、住民登録をしていること。

【入所希望月の1日までに吉岡町に転入予定であること】

②保育施設で集団保育を行う上で、支障のない児童であること。

③同居の方全員(60歳未満の方)が、「保育を必要とする事由(P2)」に該当すること。



3-2 保育所等の見学について

町内の保育所等では、全園が見学の受け入れを行っております。各施設の状況をご理解いただく上でも大切な機会となりますので、希望の施設に直接お申し込みください。

3-3 申込みスケジュール

①一斉申込

令和8年4月1日から入所を希望または産休・育休明けで年度途中からの入所を希望する方

	一斉申込	一斉申込の3日間に 都合のつかない方
申込期間	令和7年9月 9日(火) 10日(水) 11日(木)	令和7年9月12日(金) ～9月30日(火) (土日祝日を除く)
申込時間	午前9時00分～午前11時30分 午後1時30分～午後4時30分	午前8時30分～午後5時15分
申込場所	子育て支援室 (保健センター内 集団検診室)	子育て支援室 (保健センター内)



結果通知 本承諾・仮承諾(※)・不承諾	令和7年12月下旬に申請者に送付します。
------------------------	----------------------



入所案内	令和8年1月下旬から2月中旬に園から申請者に案内が送付されます。
------	----------------------------------

結果通知 ※仮承諾の場合は、別途 本承諾通知を送付します。	令和8年4月1日入所 : 令和8年3月中旬以降に送付します。 令和8年5月1日以降の入所: 入所予定月の前月に送付します。
-------------------------------------	--

令和7年9月30日で締め切りますので、令和8年4月～令和9年3月の入所を希望される方は、必ず申込みをしてください。 令和7年10月1日(水)から、令和8年1月31日(土)までは、審査等の期間となるため新年度入所の申込みはできません。

②随時申込

一斉申込をしていない方や年度途中で入所が必要になった方

申込みは、令和8年2月2日(月)から受付開始となります。

申込締切	入所希望月の前月10日(10日が土日祝日の場合はその前開庁日)
申込場所	子育て支援室(保健センター内)



結果通知	入所希望月の前月20日前後に通知します。
------	----------------------



入所手続	園と直接調整を行ってください。
------	-----------------

3-4 申込みに必要な書類

①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育関係施設利用申込書

(以下「申込書」、児童1人につき1枚)

②保育を必要とする事由を証明する書類

父母の証明以外に、60歳未満の同居の方がいる場合、全員の証明が必要です。

保護者の状況	証明書類等	備 考
会社等で就労している方 (就労内定者を含む)	就労証明書(指定の様式)	就労先の証明が必要です。
自営業主・自営業協力者・ 農業従事者の方		民生委員または就労者の就労状況をよく知る方(親族以外)の証明が必要です。 ※就労の事実が分かる書類を提出することで証明に代えることが出来ます。
出産前後の方	母子健康手帳の写し	出産予定日を確認します。
病気、けが、精神、身体に障 がいを持っている方	診断書または 障害者手帳等の写し等	
家庭内の親族を常時介護し ている方	看護(介護)申立書 (指定の様式)	診断書、介護保険証または障害者手帳等の写し等が必要です。
就学している方	在学証明書または 講座の受講証の写し等	時間割等の就学時間が分かる書類も一緒にご提出ください。
求職活動中の方	求職活動状況申出書 (指定の様式)	入所後3ヶ月以内に就労証明書の提出が必要です。
吉岡町に転入予定の方	住宅売買契約書または アパートの賃貸契約書の写し等	保育を必要とする事由を証する書類と一緒にご提出ください。

※指定の様式は、町のホームページよりダウンロードできます。

3-5 申込みの際の注意点

- 先着順ではありません。入所待ちをしている期間の長さは選考に一切関係しません。
- 申込み内容が事実と異なる場合は、入所内定や決定の取り消しまたは退所となる場合があります。現在の状況を正確に記載してください。
- 入所選考については、提出された書類に基づき審査を行います。書類に不備のある場合は入所選考の対象となりません。
- 提出された書類で内容の確認が取れない、若しくは疑義のある場合は追加資料の提出や、就労先等への電話等による調査をすることがあります。
- 複数の就労先の就労時間を合計して64時間以上となる場合は、全ての就労先の就労証明書を提出してください。
- 月の就労時間が64時間未満の場合は求職活動と同じ扱いとなります。申込みの際には「求職活動状況申出書」を提出してください。
- 求職活動(起業の準備を含む。)での認定期間は、入所日から3ヶ月以内です。継続して保育施設を利用するには、入所日から3ヶ月以内に保育の必要性を証明する書類等を提出する必要があります。
- 育児休業中は保育を必要とする要件に該当しませんので、その間は入所できません。既に保育施設へ入所しているお子さんの保護者が育休を取得する場合、入所しているお子さんは原則として産後期間終了後、退所となります。ただし、出産日から2年以内に復職を予定されている方は、その期間も継続して入所を認める場合があります。
- 就労開始日の決定している方については、就労開始日が月の前半(15日まで)であれば前月の1日、後半であれば当月の1日からの入所を希望することが出来ます。慣らし保育の期間として、2週間を目安としています。4月1日入所の場合、3月からの慣らし保育はありません。
- 育休明けの入所希望で内定していても、仕事を退職した場合内定は取消となります。
- 入所内定・決定後、自己都合(育休の延長等)による入所日の変更はできません。その場合、既に決定している保育施設を辞退後、改めて申込みが必要となります。ただし、申込時点で未出生であり、出産予定日と実際の出産日のずれにより入所日に変更が生じる場合には、入所予定施設との調整を行いますので子育て支援室にご相談ください。

4 入所の決定について

4-1 入所について

保育所等への入所申込者数は毎年定員を超えており、申込みをしていただいた全ての方が希望の月、希望の保育所に入所できるとは限りません。定員を超える申込みがあった場合は、選考により保育の必要性の度合いが高いと認められる順に入所します。

4-2 選考方法

申込書、保育の必要性を証明する書類等を基に点数化し点数が高い順に入所を決定します。選考は、第一、第二、第三希望の順に行います。

4-3 入所の取消(辞退)をする場合

仮承諾が出ている方は、「保育所等利用申込取下書」を子育て支援室に提出してください。

本承諾が出ている方は、入所予定の保育施設に必ず連絡し「保育所等利用申込取下書」を子育て支援室に提出してください。

4-4 入所審査結果のお知らせについて

◎一斉申込における入所承諾通知、不承諾通知、仮承諾通知(転入されていない方)を令和7年12月中に送付します。

なお、承諾内容(入所の時期(月)や保育施設等)を変更することはできません。

◎仮承諾の方(転入されていない方)の入所本承諾通知の送付時期

・令和8年4月1日入所の方 : 転入を確認後、令和8年3月中旬以降に送付します。

・令和8年5月1日以降の入所の方: 転入を確認後、入所予定月の前月に送付します。

5 退所について

吉岡町外への転出や家庭で保育できるようになったこと等を理由に、保育施設を退所する場合は子育て支援室に「退園届」を提出してください。

現在、入所・退所については、**毎月1日が基準**となります。

また、「休所」という制度はありませんので、長期でお休みすることが分かっている場合等は退所していただくことになります。

6 管外保育について

6-1 1号認定

ご希望の施設に直接お申し込みください。施設から内諾を得た後、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書の子育て支援室に提出する必要があります。



6-2 2号・3号認定

①吉岡町民が吉岡町外の保育施設へ申し込む場合は、子育て支援室へお問い合わせください。

②吉岡町外在住の方が吉岡町内の保育施設へ申し込む場合は、住民票がある自治体の保育担当課にお問い合わせください。なお、入所の可否結果通知の出る時期が町内在住の方に比べ1~2ヶ月程度遅くなる場合があります。

③吉岡町へ転入予定の方

一斉申込:令和8年3月31日までに転入手続きが完了することを前提に吉岡町民として申込みをすることができます。この場合、選考は吉岡町民と同等に扱います。

随時申込:入所希望月の1日までに転入手続きが完了することを前提に吉岡町民として申込みをすることができます。この場合、選考は吉岡町民と同等に扱います。

申込方法:申込みは、P3【3-3 申込みスケジュール】、P4【3-4 申込みに必要な書類】を参照してください。

7 保育料等について

7-1 保育料完全無償化

令和5年4月から保育料は完全無償化となりました。吉岡町に住民登録のある児童の世帯における保育料は無償です。なお、保護者様から実費で徴収している費用(通園送迎費、食材料費(主食費・副食費)、行事費等)については、引き続き保護者様にご負担いただきます。

7-2 副食費免除

副食費(おやつ代等)は、1号及び2号の児童に対して月額約4,900円を園で徴収していますが、下記の条件を満たす世帯が免除となります。免除の対象となる世帯には町から通知を送付します。

●副食費の免除対象の範囲

が副食費免除対象です。

1号及び2号(ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯)認定				2号認定(左記以外の世帯)		
市町村民税所得割	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
57,700円未満			年齢要件 無			年齢要件 無
57,701円～ 77,101円未満				4,900円		年齢要件 有
77,101円以上	4,900円		年齢要件 有			

※第3子以降の要件

1号(77,101円未満):年齢要件無【年齢に関係なく第3子】

1号(77,101円以上):年齢要件有【3歳～小学校3年生までの間にいる第3子】

2号(57,700円未満):年齢要件無【年齢に関係なく第3子】

2号(57,700円以上):年齢要件有【0歳～小学校就学前までの間にいる第3子】



8 町内保育施設について

延長保育～病後児保育までの説明については、P9【9 その他の事業】をご確認ください。

区分	施設名	住所 TEL	定員	受入年齢	開所時間（平日）		開所時間（土曜日）		延長保育 (18:00～19:00)	一時預かり事業 (9:00～16:00)	子育て支援 センター	預かり保育	病児・病後児 保育
					標準時間	短時間	標準時間	短時間					
私立 保育園	吉岡町第一保育園	上野田 331-1 54-7125	155	生後 6ヶ月～	7:00～19:00	8:15～16:15	8:00～16:30	8:15～16:15	○	○			
私立 保育園	吉岡町第二保育園	北下 249 54-5312	130		7:30～18:30	8:15～16:15	8:00～16:30	8:15～16:15		○			
私立 保育園	吉岡町第三保育園	大久保 3541-1 54-1121	140		7:00～19:00	8:15～16:15	7:30～16:30	8:15～16:15	○	○			
私立 保育園	吉岡町第四保育園	漆原 813 54-4708	200		7:00～19:00	8:15～16:15	8:00～16:30	8:15～16:15	○	○	○ 月～金 9:00～15:30 (12:00～13:00 は除く。) 土 9:00～12:00		○（病後児） 月～金 8:30～17:30
私立 保育園	吉岡町第五保育園	大久保 1204-8 54-2605	140		7:30～18:30	8:15～16:15	8:00～16:30	8:15～16:15		○			
私立 認定こども園	駒寄幼稚園	漆原 953-1 54-7144	225	生後 10ヶ月～	7:00～19:00	8:30～16:30	8:30～16:30	8:30～16:30	○	○		○	○（病後児） 月～金 8:30～17:30
					1号認定 8:30～14:30		1号認定 -						
私立 認可外施設	竹内小児科	大久保 3347-10 30-5151	-	生後 6ヶ月～ 小学3年生	-								○（病児） 月・火・水・金 8:30～17:00 土・日 8:30～16:00

◎短時間認定を受けた方が各施設の短時間保育の時間を超えて利用する場合は、延長保育料が発生します。

◎開園時間や一日の保育スケジュールは、各施設により異なりますので入所を希望する保育施設に直接お問い合わせください。

9 その他の事業について

9-1 子ども・子育て支援事業等実施保育所等一覧

実施事業名	実施施設名	事業内容	
延長保育事業	第一保育園 第三保育園 第四保育園 駒寄幼稚園	11時間の開所時間を超えて児童を保育する事業です。 18:00～19:00の延長保育は、入園決定後園との相談の上決定となります。 利用料金:1回300円 1月3,000円	
一時預かり事業	全保育施設	育児疲れ解消、急病、断続的勤務及び短時間勤務等に伴い一時的に保育を必要とする場合、児童をお預かりし保育を行う事業です。 対象児童:保育園等に通園していない乳幼児 申込先:保育施設に直接申込みください。 利用料金:1日2,000円	
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	第四保育園 (いちょうクラブ)	在宅で子育てをしている方やこれからお父さん・お母さんになる方等を対象に親子で遊んだり、子育てについて学ぶ事業を実施しています。町外の方でもご利用いただけます。 開所時間:月～金 9:00～15:30(12:00～13:00は除く。) 土 9:00～12:00	
預かり保育事業	駒寄幼稚園	1号認定(教育部分)の児童を通常の前預かり時間を超えて園に預けた場合に発生する利用料について、あらかじめ保育の必要性の認定を受けた場合、1日450円まで無償化されます。 対象児童:1号認定の児童 申込先:吉岡町	
病児保育事業	竹内小児科	病気の急性期にある児童を保護者に代わり保育や看護を行う事業です。	申込先:実施施設に直接申込みください。 利用料金: 1日1,500円
病後児保育事業	第四保育園 駒寄幼稚園	病気の回復期にあり集団保育の困難な児童を保育所内に付設された専用スペースで一時的に預かり保育する事業です。	

9-2 児童館

開所時間	利用方法	事業内容
10:00～17:00 (土曜日は 10:00～15:00) 日曜日・祝日・年末年始 (12/28～1/5)は、 休館日です。	入館自由 利用料無料	児童館は、遊びを中心とした活動で、児童の健康の増進と、情操を豊かにするための施設です。 年間を通じ、遊びや文化行事を中心に、さまざまな行事や教室を行っています。 また、母親クラブ等自主団体の活動の場として、保護者の集いの場所ともなっています。 児童館では、お子さんをはじめ、ご家族でも皆さんのご来館をお待ちしております。

10 その他

10-1 申込書(記載例)表面

様式第1号(第2条関係)

記載例

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

2,3号認定新規

吉岡町長 様

保護者氏名 吉岡 太郎

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育施設利用申込書

次のとおり、施設型給付・地域型保育給付費に係る教育・保育支給認定を申請します。併せて、施設への入所を申し込みます。

申請に係る小学校 就学前子ども	(ふりがな)	生 年 月 日		入所予定 クラス	性別	障害者手 帳・療育手 帳の有無
	氏 名(利用希望児童)					
	よしおか じろう	令和〇 年 〇 月 〇 日	0	☒ 男	☐ 有	
	吉岡 次郎			歳児クラス	☐ 女	☒ 無
保護者住所	(住所)群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田〇〇〇番地					
連絡先	(連絡先)(父)090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (母)080-〇〇〇〇-〇〇〇〇					
認定者番号	※既に支給認定を受けている場合は、記入して下さい。					
保育希望時間	☒ 標準時間 ・ ☐ 短時間 保育所等において保育の利用を希望する時間					

- ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいいます(以下同じ。).
- ・標準時間とは、月における就労等による保育の必要性の時間が月120時間以上(1日11時間までの利用を基本とする。)をいいます。
- ・短時間とは、月における就労等による保育の必要性の時間が月64時間以上120時間未満(1日8時間以内の利用を基本とする。)をいいます。

①世帯状況

区分	氏名	児童との 続柄	生年月日	性別	職業 学校等	市町村民税課税 の有無	個人番号(マイナンバー)児童 は記入不要※
児 童 の 世 帯 員	吉岡 太郎	父	〇〇 年 〇 月 〇 日	☒ 男 ☐ 女	会社員	☒ 有 ☐ 無	000000000000
	吉岡 花子	母	〇〇 年 〇 月 〇 日	☐ 男 ☒ 女	パート	☐ 有 ☒ 無	000000000000
	吉岡 次郎	本人	〇〇 年 〇 月 〇 日	☒ 男 ☐ 女		☐ 有 ☐ 無	
	吉岡 一郎	祖父	〇〇 年 〇 月 〇 日	☒ 男 ☐ 女	自営業	☒ 有 ☐ 無	000000000000
			年 月 日	☐ 男 ☐ 女		☐ 有 ☐ 無	
生活保護の適用の有無		☐ 有 ☒ 無	(月 日 保護開始)		DV避難措置配慮の有無		☐ 有 ☒ 無

※ マイナンバーを記入(提供)されない場合、番号制度による情報連携を行わないため所得課税証明書等の提供を求める場合があります。

また、情報連携を行い課税状況が取得できない場合についても同様です。

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	令和8 年 4 月 1 日 ~ 令和9 年 3 月 31 日		
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名		希望理由
	第1希望	〇〇保育園	自宅から近い
	第2希望	〇〇保育園	通勤経路に近い
	第3希望	△△保育園	父が通っていた
第4希望以降を希望しますか		☒ 希望する ・ ☐ 希望しない	

10-1 申込書(記載例)裏面

保育事由の番号を父母それぞれ記入し、必要事項の記入を忘れずに行ってください。例)家庭外労働なら、通勤時間を記入

③保育の利用を必要とする理由等

○父母の状況

◎保育事由(下記から番号を選択)		父(1)	・	母(1)
1 家庭外労働：家庭の外で仕事することが普通 通勤時間 父(片道 30 分) 母(片道 40 分)	2 家庭内労働：家事以外の仕事(自営業・酪農業等)			
3 母親の妊娠・出産 母子手帳NO. () 出産予定日 令和 年 月 日	4 疾病・障害			
5 病人の看護等：長期にわたる病人看護等	6 その他：求職中・就学中・家庭災害復旧中			
備考				

○父母を除く同居家族の状況(祖父、祖母等)

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由
	祖父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 ()
	具体的な状況	(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など) 農業 1日8時間 25日
	<td> ☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 () </td>	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 ()
	具体的な状況	(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)
家庭の状況		☐ ひとり親家庭 ・ ☒ 左記以外

○祖父母の状況(同居でない方のみご記入をお願いします。)

祖父母の状況	氏名	年齢	住所	就労状況等	電話番号
父方	祖父			☐ 外勤 ☐ 自営・農業 ☐ 無職(健康・病気)	
	祖母			☐ 外勤 ☐ 自営・農業 ☐ 無職(健康・病気)	
母方	祖父	群馬 太郎 62	前橋市総社町〇〇〇	☒ 外勤 ☐ 自営・農業 ☐ 無職(健康・病気)	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	祖母	群馬 花子 61	前橋市総社町〇〇〇	☐ 外勤 ☐ 自営・農業 ☒ 無職(健康・病気)	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

④税情報等の提供に当たっての署名欄

町が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(算定対象者を含む。)及び世帯情報を閲覧すること、希望施設に対し本申込書の内容、保育に関する情報及び就労証明書の内容の提供をすること並びにその情報に基づき決定した利用者負担額及び副食費について特定教育・保育施設等に対し提示することに同意します。

保護者署名 吉岡 太郎

10-2 就労証明書(記載例)

就労証明書

吉岡町長

宛

記載例

月64時間以上の労働が必須です。
複数の勤務先をあわせて64時間以上となる方は、
勤務先ごとに添付してください。

証明日 西暦 2025 年 9 月 1 日
事業所名 ○○会社
代表者名 群馬 太郎
所在地 北群馬郡吉岡町大字下野田○○○
電話番号 ○○○○ — □□□□ — △△△△
担当者名 総務課 上野田 太郎
記載者連絡先 ○○○○ — △△△△ — □□□□

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

事務所長のほか、所属長(店長、所
長、工場長等)の証明でも可。
※押印不要

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取 ☐ 建設業 ☐ ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ	ヨシオカ ハナコ
	本人氏名	吉岡 花子 生年月日 1990 年 1 月 1 日
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2010 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 合計時間は必ず記入してください。
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ ☐ 月間 160 時間 分 (うち休憩時間 1200 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 月間 週間 時間 分 就労日数 月間 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 産休・育休中の場合は、産休・育休取得前の就労実績を記入してください。 新規採用で就労実績がない場合は、採用後の見込みを記入してください。
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2025 年 4 月 年月 2025 年 5 月 年月 2025 年 6 月 20 日/月 160 時間/月 22 日/月 180 時間/月 21 日/月 170 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2025 年 11 月 1 日 ~ 2026 年 3 月 31 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2026 年 4 月 1 日 ~ 2026 年 12 月 31 日
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 復職日で入所月の判断をするため、必ず記入してください。確定していない場合は予定日を記入してください。未記入の場合はお預かりできません。また、変更となった場合には、再提出をお願いします。
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2027 年 1 月 1 日
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2027 年 1 月 1 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 30 分 ~ 16 時 30 分 (うち休憩時間 60 分)
13	保育士等としての勤務実 態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	
19	注*保護者の方が 記入してください。 保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 吉岡 次郎 年 月 日 ○○保育園 ☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 年 月 日 年 月 日 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)
	追加的記載事項欄	自営業・農業の方は、就労状況を知る第三者の方(親族以外)の証明を受けていただくか、就労の実事が分かる根拠書類の提出が必要です。 (事業主の場合)確定申告書の控え、住民税申告書の写し、事業開始届等の写し等 (事業専従者の場合)源泉徴収票、直近の給与明細書、賃金台帳、給与の振込が確認できるもの等
20	自営業・農業の方	第三者(親族以外)の証明 ☐ 有 ☒ 無(就労の実事を知る根拠書類の提出が必要です。) 第三者証明 住所 電話番号 氏名 事業所名・役職等